

四日市市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第12号

四日市市火災予防規則の一部を改正する規則

四日市市火災予防規則（昭和56年四日市市規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）の規定及び四日市市火災予防条例（昭和48年四日市市条例第49号。以下「条例」という。）<u>第52条</u>の規定に基づき、法及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(防火管理に関する講習等修了の証明)</p> <p>第8条の3 消防長が行う消防法施行令（昭和36年政令第37号。<u>以下「令」という。</u>）第3条第1項第1号イ若しくは同項第2号イに規定する防火管理に関する講習（次項において「防火管理講習」という。）又は<u>令第47条</u>第1項第1号に規定する防災管理に関する講習（次項において「防災管理講習」という。）の課程を修了し</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）の規定及び四日市市火災予防条例（昭和48年四日市市条例第49号。以下「条例」という。）<u>第51条</u>の規定に基づき、法及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(防火管理に関する講習等修了の証明)</p> <p>第8条の3 消防長が行う消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イ若しくは同項第2号イに規定する防火管理に関する講習（次項において「防火管理講習」という。）又は<u>同令第47条</u>第1項第1号に規定する防災管理に関する講習（次項において「防災管理講習」という。）の課程を修了した者で、その証明を必要と</p>

た者で、その証明を必要とするものは、防火・防災管理講習修了証明書交付申請書（第3号様式の3）を消防長に提出しなければならない。

2 （略）

（公表の対象となる防火対象物及び違反内容）

第21条 条例第51条第3項に規定する公表の対象となる防火対象物は、令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第51条第3項に規定する公表の対象となる違反内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

（公表の手続）

第21条の2 条例第51条第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日に

するものは、防火・防災管理講習修了証明書交付申請書（第3号様式の3）を消防長に提出しなければならない。

2 （略）

第21条 削除

において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、次の各号に掲げる事項をホームページに掲載することにより行う。

- (1) 前条第 2 項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第 2 項に規定する違反内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

(消防本部予防保安課)